

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
1	<ul style="list-style-type: none"> ・横町商店街の再開発と商店街の道路の対面通行化（2車線化）をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に関する要望として、関係機関へ伝えます。 	

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の作業工程表のようなものを示してほしかった。 ・ 景観(風景も含めて)というテーマである限りコンセプトとかデザインについて、もう少し具体的に触れた内容がほしかった。 ・ 市民が、計画策定後に個別具体的な議論に参加できる場を設けてほしい。 ・ 地域特性への配慮に対し、市はもちろんのこと県や国の建物の色は秋田市の景観に相応しいものにするよう協力を得て、それが一般市民の建物にも波及効果が及ぶよう努力すべきではないでしょうか。 ・ 都市景観賞受賞施設と今後の周辺の景観整備を行う場合の整合性をどのように図っていくのか ・ 都市の緑については、お寺や墓地の立木抜きには考えられないが、どこのお寺でも大木を伐採してしまっているのが現状です。これらが保存されるように抜本的な対策が必要と思われる。 ・ 「歴史的建造物等の保全」とあるが、たとえ一軒(旧金子家住宅)だけ残っていても、景観にはならないのではないか。 ・ 寺内地区の史跡や神社仏閣のある景観や風景については、特に一行の記述もなかったのは寂しいかぎりです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定スケジュールは参考資料に記載しているとおり、審議会等での審議を経て、年度内に告示・縦覧する予定です。また、来年度に登録・支援制度を創設して地域への働きかけを行い、景観計画の充実を図ります。(P73参照) ・ 計画のコンセプトやデザインに関する記述については、素案の中でも触れているとおり成長型の計画としており、市民提案などにより内容を充実させていくものとしています。このため、柔軟な運用が図られるよう一定の方向性や方針のみの記述にとどめています。 ・ 市民参加等については、計画の基本方針にも掲げているとおり市民協働による景観づくりを推進していくこととしております。具体的には、景観まちづくり活動を実施する団体や個人サポーターの登録制度を設け、様々な機会を通じて意見等を聞く場を設けていきます。 ・ 地域特性への配慮は、様々な機会を通じて積極的にPRします。さらに、国や地方自治体の行為については、P53の「国、地方公共団体の行為等について」で、大規模建築の際は景観形成基準への適合とともに、促進すべき事項を定めて配慮を求めており、今後、関係機関に対し、これらの事項を念頭において実施するよう働きかけていきます。 ・ 都市景観賞受賞施設については、現行の景観に関する方針や基準等をふまえ、周辺と調和していることなども受賞理由の一つとしています。景観計画はこれまでの方針や基準を継承するものとしており、これに続く周辺の景観整備についても整合が図られていくものと考えています。 ・ 樹木を含めた緑地については、アンケート結果からも市民の関心が高いことから、本計画でも方針や都市緑化施策の活用など内容を充実させています。P39の第1編第2章の要素別方針の「緑を感じる景観」に、次の2つの方針を加えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史資源と一体となった緑は市民の憩いの場として、あるいは地域の歴史を象徴する重要な要素となっていることから、すぐれた歴史的風土を形づくる緑として、その保全を図ります。 ・ 緑地保全地区予定地となっている寺町一帯の社寺林について、緑地保全地区には指定されていないが、市街地に残る緑として、今後も保全を図ります。 <p style="text-align: center;">緑の基本計画P98</p> ・ 歴史的建造物等については、景観形成上、建物群として残っていることが望ましいですが、たとえ1軒だけであっても、これを核に土地の記憶やまちの雰囲気醸し出すような景観づくりも可能であると考えています。 ・ 寺内地区の史跡、寺社仏閣等に関しては、P31の北部地域における景観づくりの方針全体方針の3行目「今後は、」の前に「寺内地区から土崎地区へと続く通称「旧国道」沿いには、歴史的な寺院、農家建築、商家があり」を追加します。 	<p>P39</p> <p>P31</p>

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
3	<p>・ここが秋田市というものがほしい。</p> <p>・現状がどう変わっていくのか見えてこない。</p>	<p>・太平山や千秋公園については、市民共有の景観資源として捉え、景観形成方針や基準においても、特に配慮を求め、本市の特色の保全・活用に努めることとしております。P2の第1編第1章「1 景観計画策定の背景と目的」の「(1) 概要」の冒頭に、次の文を加えます。</p> <p style="text-align: center;">秋田市は、主峰太平山を頂く山並み、雄物川や旭川、広大な日本海、秋田平野に点在する緑豊かな丘陵など、雄大な自然の恵みのもとに、文化の香り高い風土が培われています。</p> <p style="text-align: center;">秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例 前文</p> <p>・本計画は成長型の計画としています。策定初期段階では、全市的に景観の悪化を防ぐための最低限の方針や基準を定めているため、即座に景観が向上するものではありません。地域の取り組みを反映することで計画を充実させていくことから、計画策定後は地域への支援・働きかけに力を注ぎ、地域の景観ルールの導入を促すことにより、地域の景観が良くなっていくものと考えています。</p>	P2

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
4	<p>・ 海岸沿いの松による景観を保全すべきではないか。</p>	<p>・ 海岸沿いの景観については、P27の第1編第2章の西部地域の方針において、特性への配慮にも挙げているように、大切な景観資源と捉えています。「海岸沿いの景観」の現況に「日本海沿岸に広がる海岸樹林地は、松くい虫等の大きな被害を受けています。」を追加し、方針に「白砂青松の風景回復、日本海からの風をさえぎり、秋田市の発展に大きな役割を担ってきたこの海岸樹林帯の回復に努めます。」を追加します。</p> <p style="text-align: center;">緑の基本計画P117</p> <p>また、第2編第4章「関連施策の活用」の「(1) 緑の保全・創出」に「森林病虫害等防除事業」を追加します。</p>	<p>P27</p> <p>P66</p>

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
5	<p>・地域の特色をさらに引き出すため、区割りを増やしてはどうか。</p>	<p>・本計画は、初期段階として景観の悪化を防ぐための最低限の方針や基準を定めています。全市一律のものに加え、上位計画との整合も考慮し、7地域の区割りとしています。区割りを増やすことについては、地域の景観まちづくり活動の中で設定されていくことが望ましいと考えています。</p> <p>P75の第3編第3章「2 市民による景観まちづくり活動への支援」の景観まちづくり団体の取り組み例に、「地域の景観特性の研究」を追加し、その例として「対象範囲の検討、景観資源の発掘、地域の歴史や文化の発掘・再発見」を追加します。</p>	P75

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当項
6	<p>・ P49の秋田駅東口周辺の景観形成基準で、「建物ファサード、看板等のデザインや美しい夜間景観の演出に配慮する」となっているが、アルヴェやポポロードなど、すでに無秩序な広告の氾濫が広範囲に行われている。行政が率先して、建物の意匠に配慮した広告物の設置など、景観に配慮した施設の維持を図るべきである。</p>	<p>・ 公共施設への広告物の掲出については、近年、行政財産の有効活用を求める声があることを踏まえたものですが、本計画策定後、市の景観施策の関与について、調整を図っていきます。</p> <p>また、P54の第2編第2章「屋外広告物に関する景観形成基準」の、「1 景観づくりの方針 都市景観との調和に配慮した広告景観の形成」の3行目の「他の景観構成要素との調和」を修正し調和の対象を明確化するため、「周辺・景観資源・敷地内の建物との調和」に修正します。</p>	P54

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
7	<ul style="list-style-type: none"> ・家のまわりの緑化の方法として、例えば「苗木などを植える際は町内単位で木の種類を統一する」などの工夫をすれば景観向上につながるのではないか。 ・河辺の筑紫森や滝などは景観として優れているが、へそ公園と比べ今ひとつ認知されていない感があるので、積極的に宣伝していけばいいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観向上とともに、市民参加の観点からも有効な方策と考えられるので、P38の土地利用別方針 住宅系の第3項目の「生垣の設置等」のあとに例として、「地域における樹種の統一など」を追加します。 ・優れた景観資源については、観光施策と連携を図るなど、幅広くPRしていきます。 	P38

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
8	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた景観を生活や観光にいかし、歴史的建造物等の存廃の際に、この計画が規範となってほしい。 ・早急に専門家集団を立ち上げてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2編第4章「関連施策の活用」において、P67の「(3) 魅力ある景観の保全・創出」に「観光施策との連携」を項立てし、景観を生活や観光にいかすよう努めます。 ・第3編第3章で地域のまちづくり推進の仕組みをつくり、この仕組みの中で、地域の景観まちづくりに取り組む団体や市に対して助言等を行う専門家を市に登録する仕組みも用意しています。学識経験者や事業者等に働きかけ、登録を推進していきます。また、P74の「(1) 登録専門家」に、「専門家の例 学識経験者、事業者など」を、「専門分野の例 景観、まちづくり、都市計画、建築、デザイン、色彩、歴史、文化など」を追加します。 	<p>P67</p> <p>P74</p>

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
9	<p>・中央地域について。広小路、竿灯通り、大町通り、山王通りなど歩道を歩く人たちのための、街路樹を植えてほしい。心地よく秋田の街が歩けるような、そんな街並みになってもらいたい。</p>	<p>・街路樹など、緑を感じる景観については、P39の「景観の性質別方針 緑を感じる景観」で方針を定め、推進を図ることとしています。</p> <p>第5項目の「水と緑のネットワークによる緑豊かな景観の形成を図ります。」を「海岸や河川等の水辺、緑の拠点、公園等の主要な施設を遊歩道や街路樹等で結び、水と緑のネットワークを形成します。」に修正します。</p> <p>第6項目に「秋田駅西口に広がる秋田駅、広小路、仲小路、南大通りから山王官公庁地域に至るまでの一体的な地域において、道路等の緑化を推進し、連続し管理された緑のネットワークを形成し、緑豊かな県都秋田にふさわしい景観を創出します。」を追加します。</p> <p style="text-align: center;">緑の基本計画P113</p>	P39

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
10	<p>・(第3編第2章 景観まちづくりへ参加しやすい環境づくり)景観まちづくりに参加希望の市民や団体を登録し、その市民あるいは団体の取り組みを応援するとありますが、希望者を対象とするだけでなく、この景観計画をスムーズに推し進めるためには、行政の方から各地区毎に、関連する市民及び団体の方たちに声をかけて頂き、ある程度の道筋をつけることが必要と思います。そして、その人たちから更に身近にいる人たちに声掛けしていただき、まちづくりのグループへの参加を促して、活動を広めていくことを提案します。</p>	<p>・計画策定後、地域の景観まちづくりを推進する方策として、P71の「第3編第2章 景観まちづくりへ参加しやすい環境づくり」の「(5) 広報活動」に「地域の景観まちづくり推進のための仕組み」である登録・支援制度について広く周知を図り、また、関連する市民や団体に呼びかけ、仕組みの活発な活用を図ります。」を追加します。</p> <p>また、地域の景観まちづくりが広がっていくよう、登録した団体の取り組み例に「景観まちづくり活動への呼びかけ」を追加し、その例として「・身近な人達への活動参加の呼びかけ ・活動の積極的なPRによる意識高揚 ・他の景観まちづくり団体との連携」を追加します。</p>	<p>P71</p> <p>P75</p>

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
11	<ul style="list-style-type: none"> ・日吉神社祭りの賑わいを週末にできないか。 ・新屋表町通りの取り組みは大変素晴らしい。しかし、昔ながらのお店がなくなりつつあり、町並みが破壊される前に補助等により保存できないか。 ・既存商店街等の区域を1個のショッピングモールに見立て、その中で駐車場や専門店等の配置を考え、商業地を形成してはどうか。その場合、顧客の年齢層を考慮した販売品目や営業方法の検討も行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連部局や地域の活性化創出に取り組んでいる地元団体等に伝えます。 ・新屋表町通りに対する評価については、地元の団体等に伝えます。建物の保存については、地元の景観まちづくり活動と景観重要建造物指定などの景観法に基づく措置や文化財保護行政との連携により検討していきます。 ・今後の地域のまちづくりのヒントとして承ります。また、関連部局や地域の活性化創出に取り組んでいる地元団体等に伝えます。 	

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
12	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄な住宅地の開発により、緑地や自然が破壊されているが、どのように対応するのか。 ・秋田は自然が豊かだが、町並みに魅力がない。市街地から太平山が見える必要はないのではないか。 ・景観には個性が必要であり、建物、特に家屋については色などを規制する必要はないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画では第1編の土地利用別方針および第2編の届出対象行為の開発行為に関する箇所、優良な宅地開発の促進などを記載していますが、今後策定する予定で、本市のまちづくりの総合的指針となる第6次総合都市計画においても、対応を検討していきます。 ・第1編の地域別方針などで、市街地魅力ある景観づくりを目指すこととしております。また、市街地から見える太平山については、景観ミーティングやアンケートなどで、多くのかたに重要であるとのこと意見をいただいております、本市の重要な眺望景観としての要素であると捉えております。 ・高さが10mを超える大きな建築物などは、単体でも周辺の景観に与える影響が非常に大きいため、景観の悪化を防ぐという目的で最低限のルールを設け、景観誘導を行うこととしています。 なお、家屋については、基準による制限は行わず、景観づくりの方針のみを定めています。 	

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
13	<ul style="list-style-type: none"> ・「素案」に盛り込まれなかった景観資源は、忘れ去られてしまうのではないか。また、藩政時代のみではなく、幅広く歴史を掘り起こし、次世代へ継承していくことが重要でないか。 ・景観計画の策定に関する取り組みがありながら、観光案内等には何らその成果が反映されていない。観光施策との関連はどうなっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P75の(1)「登録」の団体の取り組み例に「地域の歴史や文化の発掘・再発見」を追加します。 なお、本計画に先立って、景観マップを作成しましたが、市民の方からは、藩政期にとどまらず、奈良時代や戦国時代の話も寄せられ、各地域で固有の歴史が大事にされていることを知ることができました。こうした地域の歴史は、今後の景観を考える上での一つの指標となるものと考えています。 ・第2編第4章「関連施策の活用」において、P67の「(3) 魅力ある景観の保全・創出」に「観光施策との連携」を項立てし、景観を生活や観光にいかすよう努めます。また、P75の第3編第2章の(3)景観マップの公表・配付で、観光マップや文化財マップと連携することとしています。 	<p>P75</p> <p>P67</p>

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
14	<p>・電力会社や電話会社等の電柱のケーブルの地中化の推進を加える。 ケーブルの配線にあたっては、景観を損ねないよう事業者には責任を負わせるルールをつくる。</p>	<p>・P67(3)魅力ある景観の保全・創出の で電線共同溝整備事業について、記載しております。さらに、その末尾に「地域の景観まちづくり活動に取り組む地区については、関係事業者には軒下配線や裏配線などによる無電柱化を働きかけてまいります。」を追加します。 なお、占用者会議の際に、提出のあった意見について、報告します。</p>	P67

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
16	<p>・ 駐車場について、駐車スペースに芝生を植え、ヒートアイランドに配慮した緑地化を推進するべきではないか。人の多い通りに緑や花を豊富にするべきではないか。</p>	<p>・ P46, 47の景観形成基準において、沿道の緑化や駐車場の緑化について明記しています。P39の(4)景観の性質別方針の に「・都市環境負荷の軽減のための緑として、市街地に隣接する緑や臨海部の緑、および主要幹線道路における街路樹等、大気汚染の都市型気象の緩和に資する緑の保全・整備を図ります。」を追加します。</p> <p>秋田市緑の基本計画P99</p>	P39

秋田市景観計画（素案）に対する公募意見

No	意見・提言要旨	市の考え・対応	該当頁
17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仁井田地区に関しては、無計画に宅地造成されたため、道路や公園の整備が不足している。これらの整備が必要である。 ・ 千秋公園、一ツ森公園、高清水公園等に、公園一周の散策を設け、文学の散歩道をつくるべき。 ・ 主要地方道秋田御所野雄和線の維持管理について、歩道における雑草の除去と側溝の改良が必要である。 ・ 道路、公園等の愛護協力会の更なる設置促進と助成等をも積極的に進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後策定する予定で、本市のまちづくりの総合的指針となる第6次総合都市計画において、地域の課題として対応を検討していきます。 ・ 公園整備に対するご意見として承ります。 ・ 県道の維持管理に対するご意見として、県へ伝えます。 ・ P66の第2編第4章「2 関連施策の活用」の「(1)緑の保全・創出」に公園愛護協力会の結成促進について記載しております。また、同ページに「街路樹愛護会の結成促進」について追加します。 	P66